

小倉駅新幹線口エリア調査・検討業務委託

質問に対する回答書

No.	質問内容	回答
1	有資格者名簿への登録申請手続中の場合、プロポーザルへの参加は可能か。	・参加可能である。 ただし、実施説明書における「7 実施スケジュール、(7)結果通知」に記載されている期日までに有資格者名簿に記載される見込みであること。
2	【実施説明書 12(1)工提案書(様式自由)】 ・提案書の枚数・分量の目安や制約はあるか。	・制約はない。
3	【実施説明書 12(2)ア(ア)書面】 ・「上記(1)ア～オの提出書類については、」とあるが、正しくは「ア～カ」ではないか。 ・提出書類のうち原本の代表者印押印が必要なものは「ア 提案書表紙(様式6)」のみで相違ないか。	・「ア～カ」が正である。 ・相違ない。
4	【仕様書5(7)取りまとめ】 ・「(1)から(6)までの業務内容について、中間報告として令和8年12月下旬頃までに取りまとめる」とある。契約日が11月上旬を予定されており、年末年始も考慮すると、1か月半で大部分の調査を完了させる極めてタイトな業務スケジュールが求められているものと理解してよいか。中間報告後の令和9年1～3月における受託者の作業について想定があるか。	・(1)～(6)の中間報告と記載しているが、(1)～(4)をメインで中間報告を行い、中間報告後に不足分並びに(5)(6)(7)を進めていくことを考えている。
5	【審査基準及び配点、実施体制等、業務実績】 ・「過去5年間における同種・同規模の実績」とあるが、令和3年度以降に完了した業務実績が対象になるとの理解でよいか。 ・業務実績は、様式7の内容のみで評価されるのか。また、提案書(様式自由)にも業務実績に関するアピールを記載した場合、評価対象となり得るか。	・令和3年4月～令和8年8月末までに完了したものを対象とする。 ・提出書類とプレゼンテーションで評価する。

6	【仕様書5(3)・市場調査】 ・ヒアリング等の対象には、海外に本拠を置く施設運営事業者や興行関連事業者を含めてよい。 ・調査の規模・手法は提案者の企画提案に委ねられるとの理解でよい。	・含めてよい。 ・その認識でよい。
7	【仕様書5(3)・市場調査】 ・ヒアリング等の実施にあたり、必要に応じて、市名義の協力依頼文書の発出や市職員の同席等の協力を得ることは可能か。	・基本的には可能であるが、その都度協議することとする。
8	【仕様書5(7)・取りまとめ】 ・令和8年12月下旬頃の間中間報告について、どのような様式・分量等を想定しているか。 ・中間報告後から履行期限までの期間における協議・追加検討の想定(頻度等)についてどう考えているか。 ・あわせて、業務期間中の定例打合せ・報告等について、Web会議(オンライン)の併用は可能か。	・書式については特に規定はない。 - 分量については質問 No.4 のとおり。 ・必要に応じて実施する。 ・可能であるが、重要な協議は対面で行うものとし、協議のうえ決定する。
9	【仕様書5(4)・プロジェクトシミュレーション】 概算事業費(インisialコスト、ランニングコスト)の算定は、構想段階の検討として、国内外の類似施設の実績値・単価水準等に基づく概算によるものとの理解でよい(積算基準等に基づく工事費内訳書の作成までは要しないとの理解でよい)。	・概算事業費等は質問内容の認識で良い。ただし、検討を行った際の根拠を整理すること。
10	【成果品】 報告書及び中間報告において、施設のイメージパース(鳥瞰・内観等)、その他のビジュアル資料の作成は必須か。また、作成する場合(必須・任意を問わず)、その点数・精度・デザイン品質等について貴市が想定する要求水準があるか	・必須ではない。必要と考える場合は提案することも可能。

11	【様式7】 配置予定者の同種業務実績について、発注元との守秘義務により契約金額・発注機関名・実施時期等の一部を非開示とせざるを得ない実績がある場合、業務概要・役割・技術的特徴のみを記載した実績も評価の対象となるか。また、非開示部分についてプレゼンテーション等の場で補足することは可能か。	・提案書とプレゼンテーションで評価する。補足の判断は任意とするが、モニターを使用する場合は、提出された提案書類をそのまま映し出すことのみ許可する。
12	【審査基準・様式7】 ・配置予定者が他社在籍時(雇用・出向)に担当した業務を実績として記載することの可否及びその場合の契約金額欄の取扱い。 ・「過去5年間における同種・同規模の実績」の起算点(業務完了時点か)及び現在履行中の業務の取扱い。 ・民間企業を発注者とする業務(運営権取得に係るアドバイザー等)が「同種」に含まれるか。	・他社在籍時の実績も可とするが、記載された内容で評価を行う。 ・質問 No.5 のとおり。 ・発注元は問わない。
13	【提出書類の取扱い】 ・提案書・様式7等の提出書類は、情報公開請求や公表の対象となるか。企業秘密や第三者に関する情報を含む部分について、非開示の取扱いは可能か。	・北九州市情報公開条例のとおり。
14	【過年度資料】 過年度資料(令和6・7年度の都市デザイン関連業務成果品等)の閲覧について、申込方法・場所・時間を知りたい。また、閲覧に代えて、又は閲覧に加えて、複写や電子データでの提供・貸与は可能か。	申し込み方法:電話(都市再生課受付) 閲覧場所:北九州市役所13F 都市再生課 時間:9:00~17:00(開庁日に限る) 閲覧・撮影可。電子データの提供・貸与は不可。

15	【審査結果の公表】 ・審査結果の公表において公表されるのは、受託候補者の名称及び評価点(それ以外の提案者は評価点のみ)との理解でよい。提案書・様式等に記載する配置予定者の氏名や協力会社・再委託予定先等の名称が公表されることはあるか。また、共同申請の場合の共同申請者の名称の公表の取扱いについても知りたい。	・実施説明書のとおり。 なお受託候補者については、共同申請者の名称も公表される。
16	【参加資格・審査】 ・参加資格及び審査において、本店・支店等の所在地(市内・市外)や、貴市との過去の契約・取引実績の有無により、評価上の取扱いに差異が生じることはないか。 ・また、審査基準の「過去5年間における同種・同規模の実績」の評価においても、発注者が貴市であるか否かは問われないとの理解でよい。	・差異が生じることはない。 ・問われない。
17	【参加表明】 有資格者名簿への登録申請手続中の者が参加する場合、参加表明書の提出にあたり、申請手続中である旨の申告や、申請受付が確認できる書類等の提出は必要か。	不要である。
18	【プレゼンテーション】 審査委員会におけるプレゼンテーションについて、スクリーンへの投影の可否及び使用可能な機材、並びに提出済みの提案書以外の補足資料の使用は許可されるか。	・モニターを使用したプレゼンテーションを行うことも可能であるが、提出された提案書類をそのまま映し出すことのみ許可する。なお、モニター及びHDMI 端子での接続環境のみ準備する。
19	【既存施設に関するデータ】 仕様書5(2)の既存施設との機能分担等の検討にあたり、貴市が保有する周辺既存施設(西日本総合展示場等)の稼働状況・利用実績等のデータの提供を受けることは可能か。	本業務に必要と認められる情報は、協議のうえ受注者へ提供する。

20	【実施説明書内「7 実施スケジュール」(4)】 ・「閲覧可能な資料」とは仕様書内「参考資料等一覧」に記載のある「(2)令和7年度「都市デザイン(小倉・黒崎)策定業務委託」成果品」及び「(3)令和6年度「(仮称)“都市デザイン(小倉・黒崎)”検討業務委託」成果品」でお間違いないか。 ・閲覧方法(窓口での閲覧、データ提供等)について知りたい。	・その認識でよい。 ・質問 No.14 のとおり。
21	【実施説明書内「12 提案書及び見積書等の提出について」(1)エ】 ・提案書は「A4 横、片面刷り」を基本としているが、図表等の視認性向上のため一部ページを「A4 縦」とすることは可能か。 ・本文や図表内の文字サイズ制限(例:11pt 以上など)はあるか。加えて、提案書のページ数に制限(上限枚数)はあるか。制限がある場合、表紙(様式 6)や会社概要(様式 4)、配置予定者の同種業務実績(様式 7)等はページ数に含まれるか。	・可能である。 ・制限は設けていない。なお、A4 サイズでの出力を考慮すること。
22	【実施説明書「12 提案書及び見積書等の提出について」】 ・(2)ア(イ)のデータ提出にあたり、ファイル容量の制限はあるか。 ・メール添付で提出するに当たり、ファイル容量の上限を超過した場合、複数のデータに分割して送付することは可能か。	・1通のメールでは10M程度が送信可能である。 ・複数のメールに分けての送付も可能である。
23	【実施説明書内「12 提案書及び見積書等の提出について」】 ・(2)ア(ア)に関し、7 部提出する「いずれのページにも社名が記載されていないもの」について、社名だけでなく、会社ロゴなど提案者が推測可能な情報についても記載を控えるという理解でよい。	・その認識でよい。

24	【実施説明書内「13 提案書の記載事項について」】 ・(3)②に関し、「企画提案者によるアポイントが可能な民間事業者の候補」について、提案書には具体的な企業名(固有名詞)を記載する想定しているか。あるいは、対象となる業種や属性等の記載でもよいか。	記載は任意とする。
25	実施説明書内「14 審査の実施」に関し、審査委員会は貴市職員のみで構成されるのでしょうか。外部有識者が含まれる場合、事前接触防止の観点から委員の専門分野や構成人数を知りたい。	本市職員のみである。
26	【実施説明書「14 審査の実施」(1)】 ・プレゼンテーション当日、事前提出した提案書に加えて、補足説明資料等の紙資料を審査委員へ持参・配布することは可能でしょうか。	資料の追加は禁止とする。
27	【実施説明書内「14 審査の実施」(1)エ】 ・プレゼンテーションの説明者は「1社 3 名以内」とされていますが、この人数の中に再委託先予定企業の担当者を含めて参加させることは可能でしょうか。	・様式4の会社(団体)概要に記載された会社(団体)及び様式5の共同申請者一覧に記載した企業の実務担当者のみ参加可能とする。なお、再委託については市の「測量・調査・設計業務共通仕様書」のとおり。 https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/924_10182.html
28	【実施説明書内「14 審査の実施(1)オ】 ・プレゼンテーション時に、提出済みの提案書(またはその抜粋スライド)をモニター等に投影して説明することは可能でしょうか。可能な場合、投影用機材は貴市で準備されるかご教示ください。	質問 No.18 のとおり。
29	審査基準内「業務実績」に関し、「過去 5 年間における同種・同規模の実績」とありますが、「同種・同規模の実績」とはどのような業務を想定しているか。	仕様書の業務内容に沿ったものとする。

30	審査基準内「業務実績」に関し、記載する実績数に上限はあるか。 ・履行期間を終えていない業務は対象になりますでしょうか。	・最大 5 件とする。 ・質問 No.5 のとおり。
31	仕様書内「(7) 取りまとめ(1)から(6)までの業務内容について、中間報告として令和8年12月下旬頃までに取りまとめることとするが、協議の上、決定する。」に関し、業務開始後 2 ケ月と短期のため、(1)から(6)すべてでなくとも可能と理解してよろしいでしょうか。	・質問 No.4 のとおり。
32	【企画提案書の書式について】 ・企画提案書は A4 横・片面刷り・左綴じとされているが、枚数の上限の定めはあるか。	・上限は設けていない
33	【過年度成果品の引用について】 ・仕様書に参考資料として記載されている令和 6 年度「都市デザイン(小倉・黒崎)検討業務」及び令和 7 年度「都市デザイン(小倉・黒崎)策定業務」成果品について、閲覧により得た情報を企画提案書に引用又は要約して記載することは可能か。	・可能である
34	【民間事業者への既往ヒアリング結果について】 ・仕様書の業務目的に「民間事業者等の意見を踏まえ」とあるが、過年度業務等において既に実施された民間事業者等へのヒアリング結果は、上記の過年度成果品に含まれるものと理解して良いか。含まれない場合、本業務の受注者に提供される予定があるか。	・過年度成果品が閲覧可能であるため、閲覧により確認いただきたい。 また、本業務に必要と認められる情報は協議のうえ受注者へ提供する。

35	【市場調査の規模について】 ・仕様書(3)市場調査における興行団体及び整備・運営実績がある事業者へのヒアリング又はアンケートの対象事業者数については、市が想定する目安はなく、企画提案者の提案によるものと理解してよい。	・その認識でよい。
36	【プロジェクトシミュレーションの内容について】 ・仕様書(4)における「複数案」について、市が想定する案数の目安はあるか。 ・また、概算事業費、ランニングコスト、興行収益等の収支シミュレーションは、既存資料、類似事例及び本業務で実施する市場調査等に基づく概略的な事業性の検証を想定されているとの理解でよい。	・案数の目安は特に定めていないが、3案程度を想定している。必要と思われる案数を提案いただきたい。 ・概算事業費等は質問内容の認識で良い。ただし、検討を行った際の根拠を整理すること。
37	【様式7「配置予定者の同種業務実績」について】 ・実績を記載する対象者について、様式7には「本業務に主として配置される者の実績を記載すること」とある、再委託先の配置予定者についても記入してよい。	・配置予定者は、様式4の会社(団体)概要に記載された会社(団体)における実務担当者を記載すること。 なお、再委託については市の「測量・調査・設計業務共通仕様書」のとおり。 https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/924_10182.html